

事務連絡
令和2年4月10日

各都道府県総務部
各都道府県議会事務局
各指定都市総務局
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治行政局行政課

新型コロナウイルス感染症に関連する議案を付議する議会の招集告示について

各地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症に関して、補正予算の編成等の検討がなされているものと承知しております。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第7項の規定では、地方公共団体の長は、議会の招集を行う場合、開会の日の一定の期日前に告示を行わなければならないとされており、同項ただし書において、緊急を要する場合はこの限りでないとされています。

この度、同項ただし書の規定について、問い合わせがあり、次のとおり回答しましたので参考のためお知らせします。

また、各都道府県総務担当部局（市町村担当課）におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の総務担当課及び議会事務局に対しても、本件について周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

問 新型コロナウイルス感染症に関連する議案を付議するため、議会の招集を行いたいと考えているが、その際の招集告示については、法第101条第7項ただし書に規定されている「緊急を要する場合」に該当するものとして、期日を短縮しても差し支えないか。

答 法第101条第7項ただし書の「緊急を要する」に該当するか否かは、客観的に認定されなければならないが、招集する者が認定して差し支えないものである。

今般の新型コロナウイルス感染症に関する議案については、迅速に対応する必要があることが想定されるところであり、各地方公共団体が置かれた状況を踏まえ、適切に判断していただきたい。

総務省自治行政局行政課
担当：松田補佐、山北係長
電話：03-5253-5510（直通）